令和８年 冬の交通安全県民総ぐるみ運動

宮崎県実施要綱

１　目　　的

本運動は、県民ひとりひとりに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

２　期　　間

令和8年 12 月１日(火)～10 日(木)　10 日間

・ 毎月10日は「県民交通安全の日※」です。

※地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。



３　運動の重点

- ○ こどもと高齢者の交通事故防止
- ○ 脇見･ぼんやり運転等の追放
- ○ 飲酒運転の根絶
- ○ 夕暮れ時や夜間の交通事故防止
- ○ 自転車等乗車時のヘルメット着用と法令遵守の徹底
- ○ 全席シートベルトの着用とチャイルドシートの適正使用の徹底

４　運動の実施方法

実施機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの立場に応じ、積極的に交通安全教育や交通環境の整備、道路交通秩序の維持等に努め、各組織に具体的推進事項を周知徹底させるとともに、新聞、テレビ、SNS 等を活用した広報啓発により、幅広い「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるよう努めます。

令和7年度交通安全ポスターコンクール入賞作品



小学校上学年の部　銀賞
福留　希さんの作品



小学校下学年の部　佳作
山口　すみれさんの作品

宮崎県交通安全対策推進本部

令和８年冬の交通安全県民総ぐるみ運動の具体的推進事項

こどもと高齢者の交通事故防止

こどもは・・・

○　こどもは、道路に飛び出さない等の交通安全の基本をしっかり学びましょう。
○　登下校時等には反射材用品等を身につけましょう。



高齢者は・・・

○　早朝・夜間・夕暮れ時の外出は、明るい目立つ色の服装と反射材を必ず着用し、LEDライト等を活用しましょう。
○　道路を横断する際は、十分に左右の安全を確かめて横断歩道を渡りましょう。
○　自身で決めた運転ルールを守る「制限運転※」を積極的に実践しましょう。
○　運転に不安を感じたら「安全運転相談 ＃8080」や「高齢者運転免許証返納メリット制度」を活用し、運転免許証の返納を考えましょう。

※「制限運転」とは

高齢者が自身の体調・運転能力を踏まえ、運転しない時間帯や場所などを自ら決め、無理な運転を控えること。

【実施例】
・体調が悪いときには運転を控える。
・速度を控えて運転する。
・不慣れな場所での運転を控える。
・高速道路や長距離の運転を控える。
・夜間、雨天時、通学時間帯の運転を控える。
・概ね１時間以上の連続した運転を控える。

運転者は・・・

○　こどもや高齢者、障がい者等への思いやりのある運転をしましょう。
○　スクールゾーンは決められた時間帯は通行できません。標識等を確認しましょう。

家庭・地域・学校・職場では・・・

○　家庭や学校において、こどもが安全に道路を通行するための教育を徹底しましょう。
○　交通ルールの理解のための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。
○　高齢者の運転に関して家庭内で話し合いましょう。
○　運転免許がなくても安心して暮らせる移動手段の確保等の支援を推進しましょう。
○　加齢に伴う身体機能の変化について、理解を深めるための交通安全教育・広報啓発を推進しましょう。

※令和８年９月１日に施行された改正道路交通法施行令により、中央線等のない道路の「法定速度」が60km/h から 30km/h に引き下げらました。

脇見・ぼんやり運転等の追放

運転者は・・・

○　緊張感を持って、危険を予測する「かもしれない運転」を励行し、交通事故を防ぎましょう。
○　横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で必ず一時停止しましょう。
○　運転中のスマートフォン等の操作は危険です。絶対にやめましょう。
○　妨害運転（あおり運転）などの危険運転は絶対にやめましょう。



歩行者は・・・

○　「歩きスマホ」は危険です。絶対にやめましょう。

家庭・地域・学校・職場では・・・

○　交通ルール遵守とマナー向上のため安全指導や教育活動を推進しましょう。
○　新聞、テレビ、SNS 等の各種広報を活用して、脇見・ぼんやり運転等追放の広報啓発を徹底しましょう。
○　体調管理を徹底して、過労・居眠りによる暴走運転をなくしましょう。

飲　酒　運　転　の　根　絶

運転者・同乗者は・・・

○　飲酒運転は重大な犯罪であり、「絶対にしない・させない・許さない」を徹底しましょう。
○　翌日に運転する場合は、飲酒量や飲酒時間に注意し、体内にアルコールが残らないようにしましょう。
○　飲酒運転をするおそれのある者に車両等を提供したり、酒類を提供したり、飲酒を勧めたりすること、また、飲酒運転と知りながら同乗することは処罰の対象となります。

家庭・地域・学校・職場では・・・

○　地域ぐるみで飲酒運転を絶対にさせない・許さない環境づくりを促進しましょう。
○　事業者は、アルコール検知器の適正な使用と厳正な点呼の実施を徹底しましょう。
○　飲食店における飲酒運転をするおそれのある者への酒類提供の禁止とハンドルキーパー運動の周知徹底を図りましょう。
○　飲酒運転の危険性、責任の重大性について繰り返し啓発し、規範意識の高揚を図りましょう。

夕暮れ時や夜間の交通事故防止

運転者は・・・

○　夕暮れ時は、車も自転車も早めにライトを点灯させましょう。
○　車のライト点灯は、歩行者等を早く発見するために、ハイビームが基本です。
　対向車や前を走る車がいる場合などには、ロービームに切り替えましょう。

歩行者は・・・

○　外出する際は、明るい目立つ色の服装と反射材を必ず着用し、LEDライト等を活用しましょう。
○　泥酔して路上に寝込むことは、重大な交通事故につながります。



家庭・地域・学校・職場では・・・

○　職場では、チラシ、立看板、社内放送等を活用して早めのライト点灯や反射材等の重要性について注意喚起を徹底しましょう。

自転車等乗車時のヘルメット着用と法令遵守の徹底

利用者は・・・

○　自転車・特定小型原動機付自転車は車の仲間です。原則として車道の左側を通行しましょう。
○　自転車等乗車時は、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
○　交差点では信号と一時停止を守って、周囲の安全確認を徹底しましょう。
○　夕暮れ時、夜間はライトを点灯しましょう。
○　飲酒運転、二人乗り、並進、スマートフォン等の使用の禁止等、交通ルールの遵守を徹底しましょう。
○　傘差し、イヤホン等の使用も危険ですのでやめましょう。
○　万が一の事故に備えて自転車保険に必ず加入しましょう。
○　特定小型原動機付自転車は、16 歳未満の運転は禁止です。



家庭・地域・学校・職場では・・・

○　全ての年代を対象に自転車等の乗車用ヘルメット着用を徹底しましょう。
○　自転車等の点検整備を徹底しましょう。
○　家庭において、自転車利用のルールやマナーについて必要な教育を徹底しましょう。
○　特定小型原動機付自転車の安全利用についての広報啓発を推進しましょう。

※令和８年４月１日に施行された改正道路交通法により、16 歳以上の者による一定の交通違反への交通反則通告制度（青切符）が導入されました。

全席シートベルトの着用とチャイルドシートの適正使用の徹底

運転者・同乗者は・・・

○　後部席を含む全ての座席でのシートベルトの着用とチャイルドシートの適正な使用が運転者の義務であることを周知徹底しましょう。



家庭・地域・学校・職場では・・・

○　シートベルトの非着用や、チャイルドシートの未使用時の危険性を認識し、広報啓発を徹底しましょう。

○　シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発を推進しましょう。

宮崎県交通安全対策推進本部構成団体（103 団体）

（順不同）　R8.8 月現在

- 宮崎県議会
- 宮崎県市長会
- 宮崎県町村会
- 宮崎県市議会議長会
- 宮崎県町村議会議長会
- 宮崎県地域婦人連絡協議会
- 宮崎県青年団協議会
- 宮崎県公民館連合会
- 宮崎県自治会（区会）連合会
- 宮崎県子ども会育成連絡協議会
- 日本ボーイスカウト宮崎連盟
- ガールスカウト宮崎県連盟
- 宮崎県社会福祉協議会
- 宮崎県老人クラブ連合会
- 宮崎県身体障害者団体連合会
- 宮崎県ＰＴＡ連合会
- 宮崎県高等学校ＰＴＡ連合会
- 宮崎県県立学校長協会
- 宮崎県校長会
- 宮崎県私立中学高等学校協会
- 宮崎県保育連盟連合会
- 宮崎県幼稚園連合会
- 宮崎県専修学校各種学校連合会
- 宮崎県交通安全協会
- 西日本高速道路株式会社九州支社宮崎高速道路事務所
- 宮崎県高速道路交通安全協議会
- 自動車事故対策機構宮崎支所
- 自動車安全運転センター宮崎県事務所
- 日本自動車連盟宮崎支部
- 宮崎県バス協会
- 宮崎県トラック協会
- 宮崎県タクシー協会
- 宮崎県自家用自動車協会
- 宮崎県自動車整備振興会
- 日本自動車販売協会連合会宮崎県支部
- 宮崎県軽自動車協会
- 宮崎県自転車二輪車商協同組合
- 宮崎県レンタカー協会
- 宮崎県指定自動車学校協会
- 宮崎県二輪車安全運転推進委員会
- 宮崎県安全運転管理者等協議会
- 宮崎県交通指導員会連絡協議会
- 宮崎県地域交通安全活動推進委員協議会連合会
- 宮崎県交通安全協力隊
- 宮崎県建設業協会
- 宮崎県骨材協同組合連合会
- 宮崎県管工事協同組合連合会
- 宮崎県電気工事業工業組合
- 宮崎県左官業組合連合会
- 宮崎県砕石事業協同組合連合会
- 宮崎県生コンクリート工業組合
- 宮崎県観光協会
- 宮崎県商工会議所連合会
- 宮崎県商工会連合会
- 宮崎県中小企業団体中央会
- 宮崎県生活衛生営業指導センター
- 宮崎県石油商業組合
- 宮崎県小売酒販組合連合会
- 宮崎県農業協同組合
- 全国共済農業協同組合連合会宮崎県本部
- 宮崎県ＳＡＰ会議連合
- 宮崎県木材協同組合連合会
- 宮崎県青果市場連合会
- 宮崎県漁業協同組合連合会
- 宮崎県エルピーガス商業組合
- 市内ライオンズクラブ幹事会
- 宮崎ロータリークラブ
- 日本中央競馬会宮崎育成牧場
- 宮崎労働基準協会
- 生命保険協会宮崎県協会
- 日本損害保険協会九州支部宮崎損保会
- 損害保険料率算出機構宮崎自賠責損害調査事務所
- 宮崎県医師会
- 宮崎県歯科医師会
- 宮崎県薬剤師会
- 朝日新聞社宮崎総局
- 毎日新聞社宮崎支局
- 読売新聞社宮崎支局
- 日本経済新聞社宮崎支局
- 南日本新聞社都城・宮崎支局
- 宮崎日日新聞社
- 共同通信社宮崎支局
- 時事通信社宮崎支局
- ＮＨＫ宮崎放送局
- ＭＲＴ宮崎放送
- ＵＭＫテレビ宮崎
- 九州旅客鉄道株式会社宮崎支社
- 宮崎行政監視行政相談センター
- 宮崎地方検察庁
- 宮崎労働局
- 九州運輸局宮崎運輸支局
- 国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所
- 宮崎県警友会
- 宮崎県教育庁
- 宮崎県警察本部
- 宮崎県警察本部交通部
- 宮崎県総合政策部
- 宮崎県総務部
- 宮崎県福祉保健部
- 宮崎県環境森林部
- 宮崎県商工観光労働部
- 宮崎県農政水産部
- 宮崎県県土整備部

宮崎県交通事故相談所のご案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。（電話相談可）

◆場所

宮崎市橘通東2丁目 10 番 1 号

県庁1号館4階　　☎ 0985-26-7039

◆相談日時

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後3時30分

※受付は午後3時まで

※面談による相談を希望される方は、事前に電話でお申し込みください。

安全運転相談のご案内

県警では、各免許センターや警察署で、警察職員や看護師が、身体の障がいがある方、認知症などの一定の病気に該当し、または該当するおそれがある方、運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています。（秘密は厳守します。）

◆相談日時・窓口

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前10時～午後5時　※事前に電話をお願いします。

- ○　宮崎運転免許センター　☎0985-24-9999（音声案内 2 番）
- ○　都城運転免許センター　☎0986-25-9999（直通）
- ○　延岡運転免許センター　☎0982-33-9999（直通）
- ○　安全運転相談ダイヤル　＃8080
  ⇒　平日　午前8時 30 分～午後5時 15 分